

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月31日
【会社名】	サイバーステップ株式会社
【英訳名】	CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 類
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営企画室長 落合 重正
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長佐藤類及び最高財務責任者落合重正は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社2社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上高の金額が当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価及び研究開発費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

当社は、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。なお、下記に記載した不備に係る財務諸表上の影響額につきましては、決算処理過程で修正済であり、当社の財務報告に影響を与えていません。

記

当社は、平成28年8月30日付「社内調査委員会の「最終報告書」受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社及び当社連結子会社において不明瞭な外部取引が行われ費用が過大に計上されている可能性のある事象について、外部の弁護士によって組成された社内調査委員会により調査を行った結果、金融資産の担保権解除に関する実務支援業務の委託に関する取締役会議事録が取締役経営管理室長によって偽造されていたことが判明いたしました。これは、当社が整備していた取締役会規程等の内部規程による統制が適切に運用されていなかったこと、またモニタリングが十分機能していなかったことによるものであり、全社的な内部統制に不備があったことにより発生したものです。

事実関係の確認が終了したのは当事業年度末日後であったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、以上を踏まえて、今後の再発防止を図り全社的な内部統制を強化・徹底するため、社内調査委員会より提言された以下再発防止策を実施していく予定です。

- (1) 経理運営部署に対する監視機能の強化
- (2) 取締役の情報共有化と相互監視の強化
- (3) 経理運営部署責任者の権限並びに職責の再検討
- (4) 社長印、会社印の保管体制・押印手続の厳格化
- (5) 取締役、監査役の自己の職責に対する認識を再確認
- (6) 社内におけるコンプライアンス意識体制の向上
- (7) コンプライアンス向上の観点からの適切な社外取締役・社外監査役の選任
- (8) 上記再発防止策に対する定期的な実態調査の実施

当社は、以上の再発防止策を確実に実行していくことにより、今後の再発防止を図り、全社的な内部統制の強化・徹底に努めてまいります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。